

お問い合わせは、盛土の施工箇所を所管する県土木事務所又は市町役場等に御連絡ください。

※土の造成行為に関する許可等は、各種法令によって、また開発面積等によって、県所管と市町所管に分かれています。県又は市町、あるいはどこの課が所管しているかを確認するまで、お時間が掛かる場合がありますので、御承知おください。